

大阪府廃棄物処理計画の序章(素案)

目次

1	計画改定の背景等	1
	(1)計画改定の趣旨	1
	(2)前計画の進捗状況	1
	(3)廃棄物をめぐる動向	4
2	計画の性格	9
3	計画期間	9
4	計画の基本的方向	10
	(1)基本理念等	10
	(2)廃棄物対策における課題	12
	(3)減量化目標	14
	(4)重点施策	15

序 章

1 計画改定の背景等

(1) 計画改定の趣旨

- ・大阪府では、昭和 49 年から 3 次にわたり産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理を推進してきました。
- ・さらに、平成 13 年度には一般廃棄物と産業廃棄物に関する廃棄物処理計画を策定し、府内から発生する廃棄物の最終処分量を平成 9 年度の概ね半分にするという平成 22 年度目標と、その達成をみすえて設定した平成 17 年度の最終処分量を数値目標として掲げ、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理を推進してきました。
- ・一方、前計画期間中には各種リサイクル法の施行など循環型社会の形成に向けた社会の取り組みが大きく進展するとともに、国においては「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」を昨年度改正し、主に市町村における一般廃棄物処理の在り方についての方針が示されたところです。
- ・このため、この国の基本方針との整合を図るとともに、計画の中間年度での減量化目標等の進捗状況の評価を行い、平成 22 年度の減量化目標と施策の見直しを行うものです。

(2) 前計画の進捗状況

減量化目標の達成状況

一般廃棄物

単位：万トン

	H12 年度実績	H17 年度実績	H17 年度目標	H22 年度目標 (参考)
排出量	457	428	450	442
再生利用量	38	45	68	111
中間処理による減量	331	313	298	275
最終処分量	88	70	84	56

- ・排出量は、前計画の目標年度である平成 17 年度実績では 428 万トンと目標を達成し、平成 22 年度目標の 442 万トンも既に下回っています。

- ・また、再生利用量については、平成 17 年度実績で 45 万トンと平成 17 年度目標の 68 万トンに対し、約 66%の達成率です。
- ・最終処分量については、平成 17 年度実績で 70 万トンと平成 17 年度目標の 84 万トンを既に下回っています。

産業廃棄物

単位：万トン

	H12 年度実績	H17 年度実績	H17 年度目標	H22 年度目標 (参考)
排出量	1,768	1,735	1,872	1,977
再生利用量	464	538	506	543
中間処理による減量	1,157	1,128	1,255	1,334
最終処分量	147	69	111	100

- ・排出量については、前計画の目標年度である平成 17 年度実績では 1,735 万トンであり、17 年度目標を達成しています。
- ・また、再生利用量については、平成 17 年度実績で 538 万トンであり、平成 17 年度目標を達成するとともに平成 22 年度目標に近づいています。
- ・さらに、最終処分量についても、平成 17 年度実績で 69 万トンと平成 17 年度目標及び平成 22 年度目標を達成しています。

前計画の重点施策の進捗状況

「大阪環境都市条例(仮称)」の制定

- ・平成 15 年 3 月に「大阪府循環型社会形成推進条例」を制定し、再生品の認定・普及・調達など循環型社会の形成に向けた基本的な施策と産業廃棄物管理責任者制度や自家産業廃棄物の保管の届出など産業廃棄物の適正な処理のために必要な規制などについて規定しました。

発生抑制・リサイクルの推進

- ・府民、事業者、行政が一体となったりサイクルやごみ減量化にむけた実践行動を推進するとともに、公共事業における再生品の率先利用や公共施設の長寿命化の指針の策定、各種リサイクル法の施行などに取り組みました。特に、最終処分量の多い建設廃棄物については、建設リサイクル法などにに基づき、分別排出や再資源化の促進を図りました。

リサイクルや適正処理のための施設の整備

- ・臨海部における廃棄物最終処分場跡地や民間所有地等を活用し、民間リサイクル施設の整備を図ることなどを内容とする「大阪エコエリア構想」を平成 15 年 3 月にとりまとめました。さらに同構想の具体化を図るために策定した「大阪府エコタウンプラン」が、平成 17 年 7 月に環境省及び経済産業省の承認を受け、本プランに位置づけた民間リサイクル事業のうち 6 事業については既に稼動しています。

<大阪府エコタウンプランに位置づけた事業の概要>

事業名	立地場所
亜臨界水反応による廃棄物再資源化事業	堺市
混合廃棄物リサイクリングアソートセンター事業	堺市
食品系・木質系廃棄物総合リサイクル事業	堺市
食品残渣の飼肥料化・廃プラ等原燃料化事業	堺市
廃木材等によるバイオマスエタノール製造事業	堺市
都市型製鉄所における廃棄物適正処理リサイクル事業	大阪市
容器包装プラスチック 100%再利用率高品質パレット製造事業	寝屋川市

- ・また、循環型社会形成推進条例において廃棄物処理施設設置の際の周辺住民への情報提供等の手続きの明確化を行いました。

ダイオキシン類・PCB 廃棄物等の有害化学物質対策の推進

- ・府内の廃棄物焼却炉については、改善工事等が進められ、全ての施設がダイオキシン類に係る構造基準に適合し、排ガス中のダイオキシン類の約 98% が削減されています。
- ・PCB 廃棄物については、日本環境安全事業株式会社により大阪市内に処理施設が整備され、今年度から高圧機器等の処理が実施されています。

不適正処理の撲滅

- ・産業廃棄物の不適正処理対策として、警察や市町村等関係機関と連携するとともに、専任のグループの設置、不法投棄等監視連絡員の府民への委嘱など、監視・指導体制を強化してきました。
- ・また、自家産業廃棄物の保管の届出や土地所有者の責任を規定した循環型社会形成推進条例を施行しました。
- ・こうしたことにより、新たな大規模事案の発生はみられない状況となっています。

府民・事業者・市町村等との連携の強化

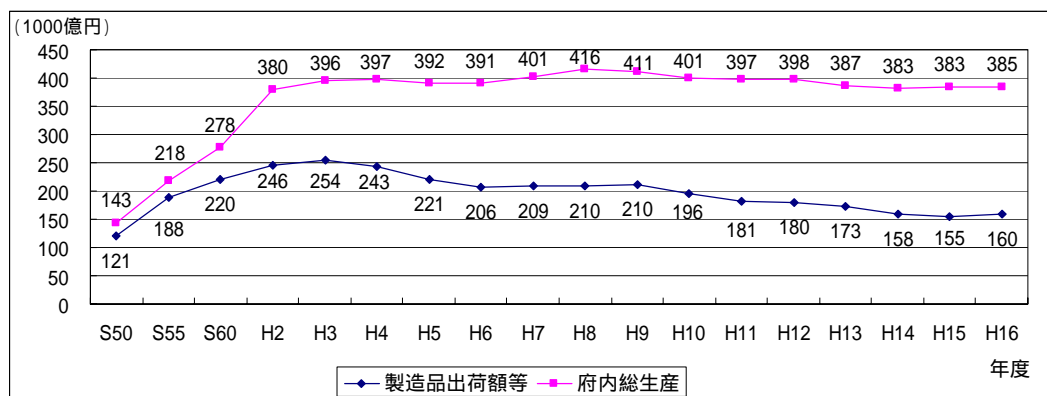
- ・府民団体や事業者団体、行政等で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議（平成 18 年 4 月から「大阪府リサイクル社会推進会議」に名称変更）」において、リサイクルやごみ減量化のための各主体の実践活動を推進してきました。
- ・また、「さんばいフォーラム」の開催など府民等の廃棄物処理についての理解を深めるための啓発事業を実施しました。

(3) 廃棄物をめぐる動向

経済・社会動向

府内総生産及び製造品出荷額等の推移

- ・府内総生産や製造品出荷額等の経済動向を長期的にみると、昭和の後期には右肩上がりには上昇を続けていましたが、平成に入ってから横ばいから減少傾向に転じています。
- ・近年、大阪においても長く続いた景気低迷から脱却し、経済が活性化しつつあることから、今後廃棄物の発生量が増加する要因にもなりうると考えられます。

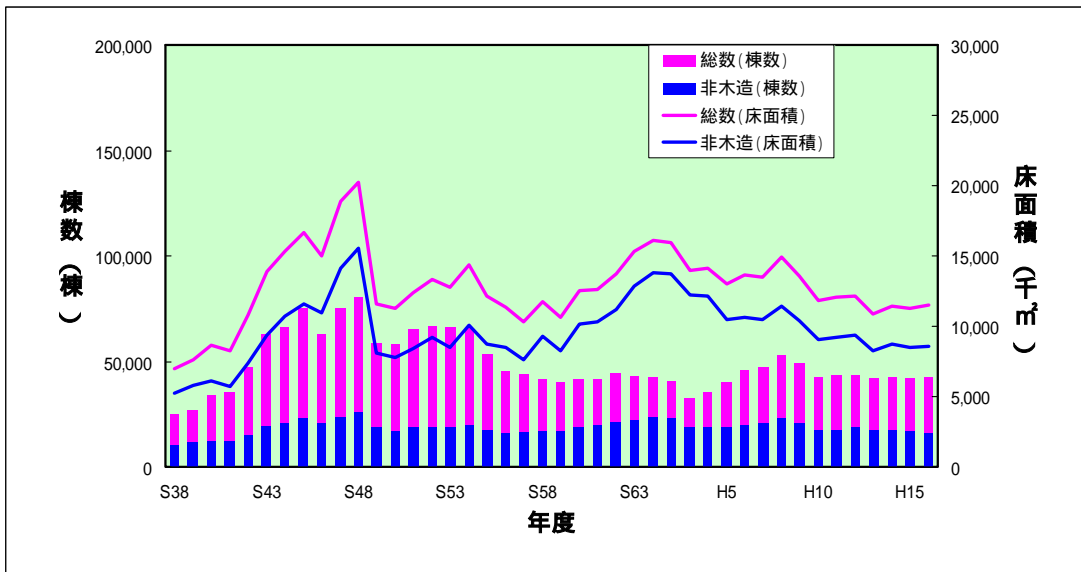


出典：大阪府統計年鑑から作成

図 序-1 府内総生産、製造品出荷額等の推移

建築着工床面積等の推移

- ・府内の建築物の着工床面積の推移をみると、昭和 45 年度から 48 年度にかけて大きなピークがみられます。今後これらの建築物の建替え需要による建設廃棄物の発生量の増加が見込まれます。

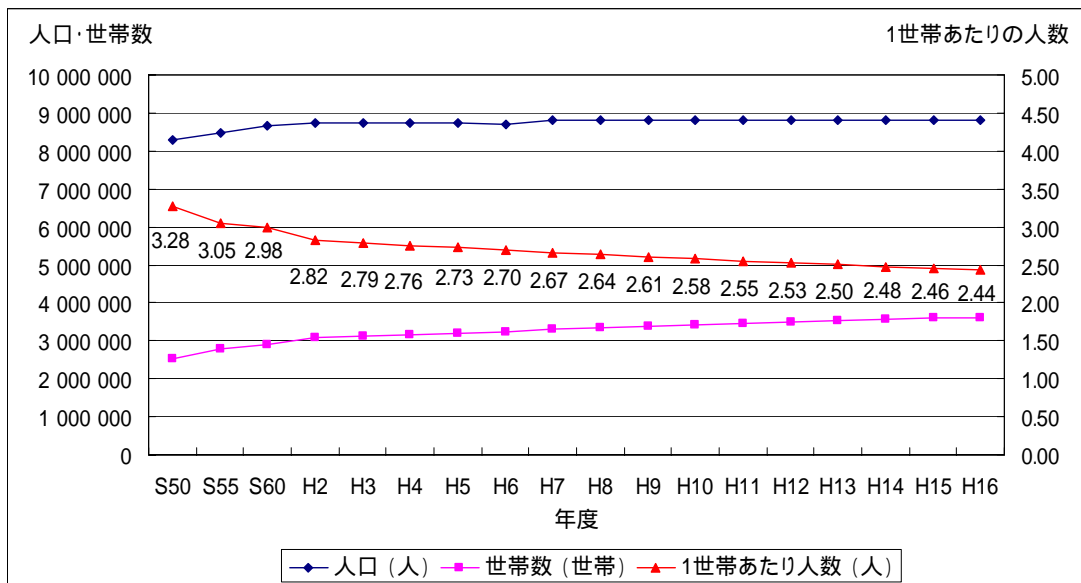


出典：国土交通省「建築統計年報」

図 序-2 大阪府内の建築着工床面積等の推移

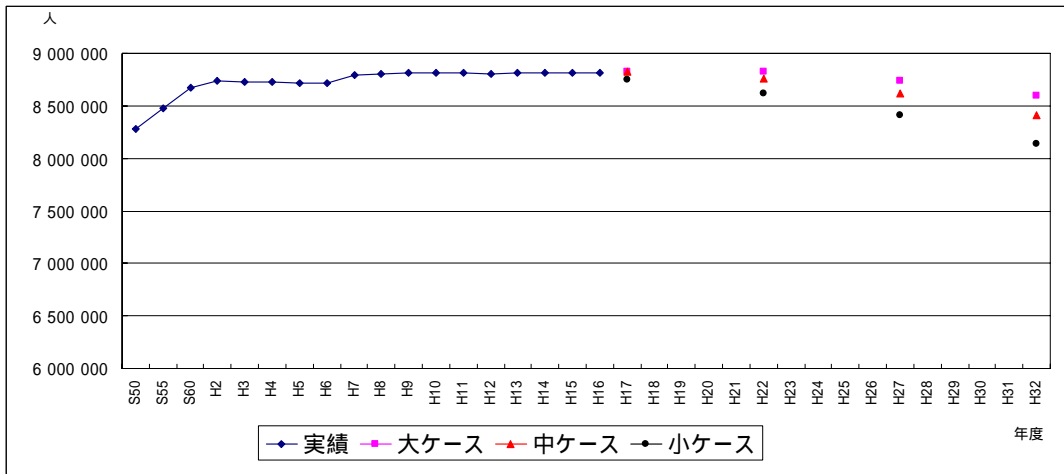
人口、世帯数等の推移

- ・また、府内における人口の推移はこれまで増加を続けてきましたが、今後は減少傾向になると推計されています。一方で世帯数は増加を続け、1世帯当たりの人数は減少を続けています。
- ・人口の減少は、廃棄物の排出量の減少に繋がりますが、1世帯当たりの人数の減少は一般廃棄物に関しては逆に発生原単位の増加に繋がるとの指摘があります。



出典：大阪府統計年鑑から作成

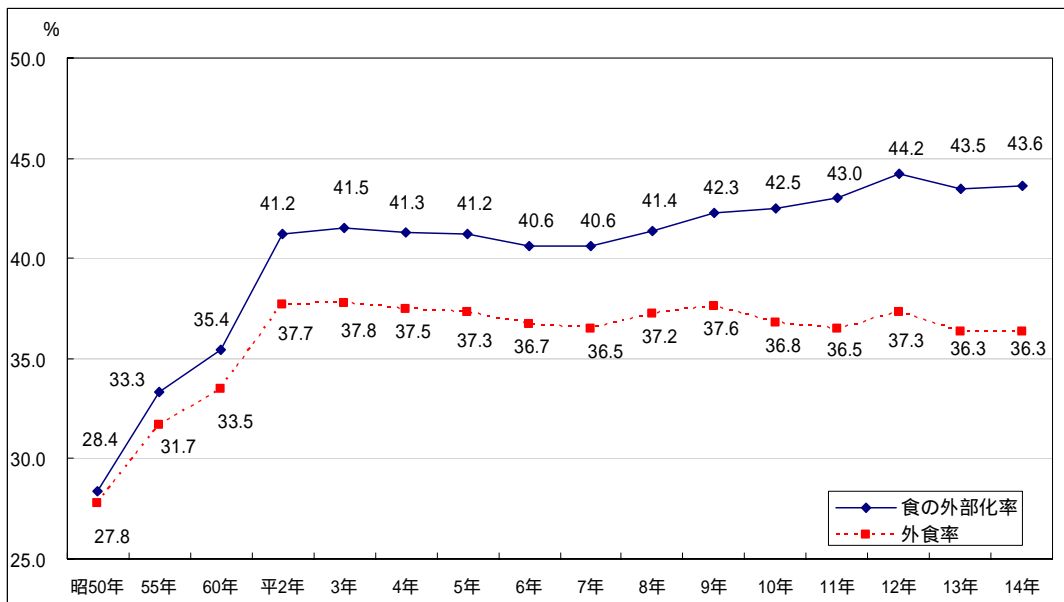
図 序-3 大阪府内の人口、世帯数等の推移



出典：大阪府企画調整部企画室「大阪府の将来統計人口」平成16年7月
 図 序-4 大阪府内の将来人口の推計

生活様式の変化

- ・生活様式については、外食や中食（なかしょく：調理済みの食品で家に持ち帰り利用するもの）に代表される家事の外部化の進展が見られます。
- ・外食については、家庭ごみの排出量の削減に繋がる一方、事業系一般廃棄物の増加要因になります。また、中食についてはその容器包装が家庭ごみの排出量の大きな増加要因になると考えられます。



出典：財団法人外食産業総合調査研究センター推計
 外食率：家計の食費に占める外食費の割合
 食の外部化率：家計の食費に占める外食費と中食費の合計の割合

図 序-5 我が国における外食率等の推移

廃棄物の排出量、リサイクル率の推移

- ・府域における廃棄物排出量の長期的な推移をみると、一般廃棄物、産業廃棄物ともかつての上昇傾向から、近年は横ばいから減少傾向に転じています。また、リサイクル率は上昇を続けています。

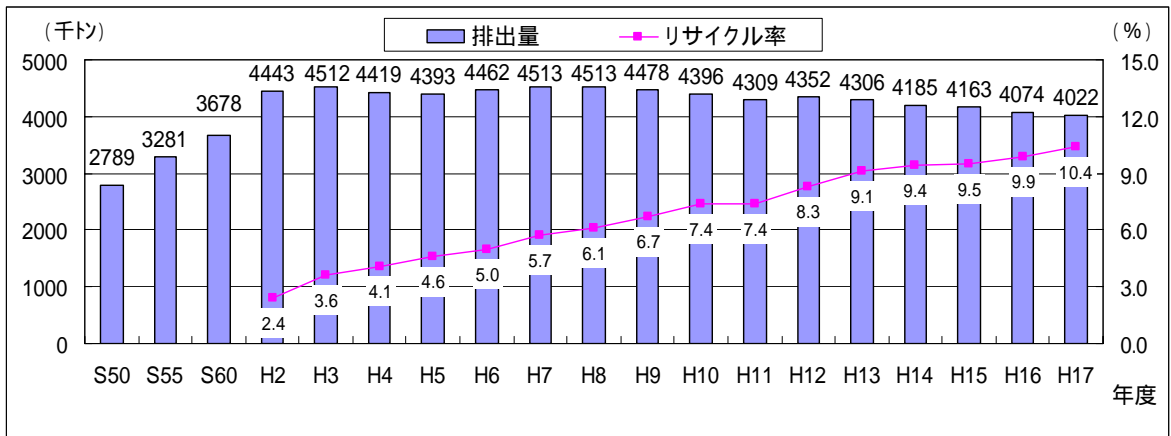


図 序-6 一般廃棄物の排出量及びリサイクル率の推移

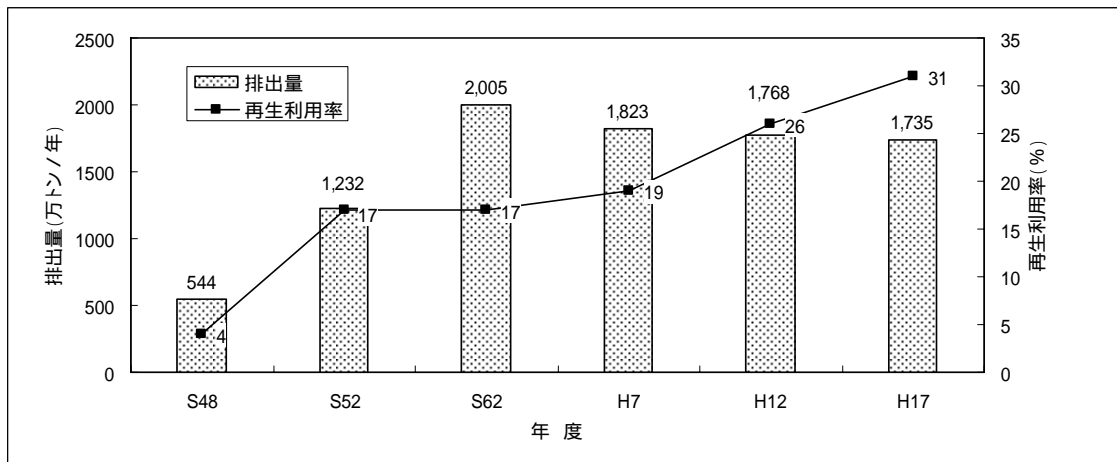


図 序-7 産業廃棄物の排出量及び再生利用率の推移

資源循環の動向

- ・古紙、アルミ缶やスチール缶などの金属類、空き瓶、ペットボトルなどある段階では不要物として取り扱われますが、一方で有用な再生資源として回収され市場で流通している実態があります。
- ・近年、これらの再生資源は需要の増加に支えられ回収率が上昇し、その市場価格も上昇傾向であり、市場としては以前に比べ安定化しつつあります。

- ・ しながら一方で、これら再生資源は中国を始めとする東アジアへの輸出が急増しています。このことは、将来的には国内の再生資源の需給にも影響を及ぼしかねず、国内、さらに府内のリサイクル産業の停滞・空洞化にも繋がることも懸念される状況です。
- ・ 産業廃棄物については、建設工事等に伴って排出されるがれき類は、再生砕石や再生アスファルトとしてほぼ全量が再資源化されるようになりました。また、建設汚泥についても、処理土などとしての再生利用が進みましたが、用途が建設発生土と競合するため利用先の確保が課題となっています。

事業者の自主的な取組みの動向

- ・ 廃棄物の発生抑制やリサイクルを効果的に進めるためには、社会経済活動の主要な担い手である事業者の自主的な取組みを促進することが重要です。
- ・ 経済産業省では事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を提示することにより、事業者の自主的な取組みを促進することを目的としたガイドラインの作成や、廃棄物処理・リサイクルの視点を企業経営に反映させる「廃棄物・リサイクルガバナンス」の概念を提案しています。
- ・ 環境省においても、事業者が自らが発生させている廃棄物などの環境への負荷やそれに係る対策の成果を的確に把握し、評価するための評価指標を提案し、事業者の自主的積極的な取組みを促しています。
- ・ さらに事業者においては ISO14001 をはじめとする環境マネジメントシステムの導入により、自主的なリサイクルや廃棄物の減量化の取組みが進みつつあります。

リサイクル関連法制度の動向

- ・ 前計画の策定と前後して、拡大生産者責任の考え方に基づく 5 つの個別リサイクル法が施行され、リサイクルの取り組みが社会システムの中に浸透してきました。
- ・ 容器包装リサイクル法の施行により、平成 9 年度から 7 品目、平成 12 年度からは 3 品目追加され、10 品目の容器包装廃棄物の収集が行われています。
- ・ 家電リサイクル法では、平成 13 年度以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の家電 4 品目を廃棄する場合、そのリサイクルを義務付けています。

- ・食品リサイクル法は平成 13 年度に施行され、食品関連事業者が平成 18 年度までに食品廃棄物の 20%以上を再生利用等することを義務付けています。
- ・建設リサイクル法は、平成 14 年度に施行され、建築物の解体工事等を実施する際には、分別解体等と特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材）の再資源化等の実施を義務付けています。
- ・自動車リサイクル法により、平成 18 年から自動車を廃車する際には、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の 3 品目については、自動車メーカー等が引き取りリサイクルを行うこととなりました。

法律名(略称)	施行年月
容器包装リサイクル法	平成 12 年 4 月施行
家電リサイクル法	平成 13 年 4 月施行
食品リサイクル法	平成 13 年 5 月施行
建設リサイクル法	平成 14 年 5 月施行
自動車リサイクル法	平成 17 年 1 月施行

2 計画の性格

- ・この計画は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第 5 条の 5 に基づき都道府県が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」で、同法に基づき国が定める「廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して策定しています。
- ・また、大阪府環境総合計画に基づく廃棄物分野の個別計画でもあり、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策展開や個別計画の策定に当たっての指針として策定した「大阪府循環型社会形成に関する基本方針」も踏まえ策定しています。

3 計画期間

- ・前計画は、最終処分量を平成 22 年度に平成 9 年度比概ね半減することをみすえつつ、平成 17 年度を目標年度としたものであり、今回の改正では、その平成 17 年度の減量化目標の達成状況の評価を行い、引き続き平成 22 年度を目標年度とする計画として取りまとめたものです。

4 計画の基本的方向

(1)基本理念等

- ・循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の施行が相次ぎ、また、大阪府においても循環型社会形成推進条例を施行するなどし、行政のみならず、府民、事業者を含めた社会の中に循環型社会の形成に向けた取り組みが進みつつあります。
- ・このため、本計画の基本理念及び基本方針は次のとおり循環型社会の形成を目指すものとし、その形成に向けた将来ビジョンを明確にした上で、本計画期間中には、「循環型社会の基盤の確立」に向けた取り組みを進めていくこととします。
- ・将来ビジョンには、行政による廃棄物の適正処理に係る取組みだけでなく、生活様式や事業活動のあり方、さらに循環型ビジネスの役割なども含み、「生産・流通」、「消費」、「リサイクル」に至る循環資源の流れが有機的に連携し、資源の循環的な利用が自立的に進んでいく社会を目指しています。

<基本理念>

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成する。

<基本方針>

廃棄物の発生を抑制する。

リユースやリサイクルなど資源の循環的な利用を進め、処分しなければならぬ廃棄物を可能な限り削減する。

どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する。

府民、事業者、市町村等と連携して取り組む。

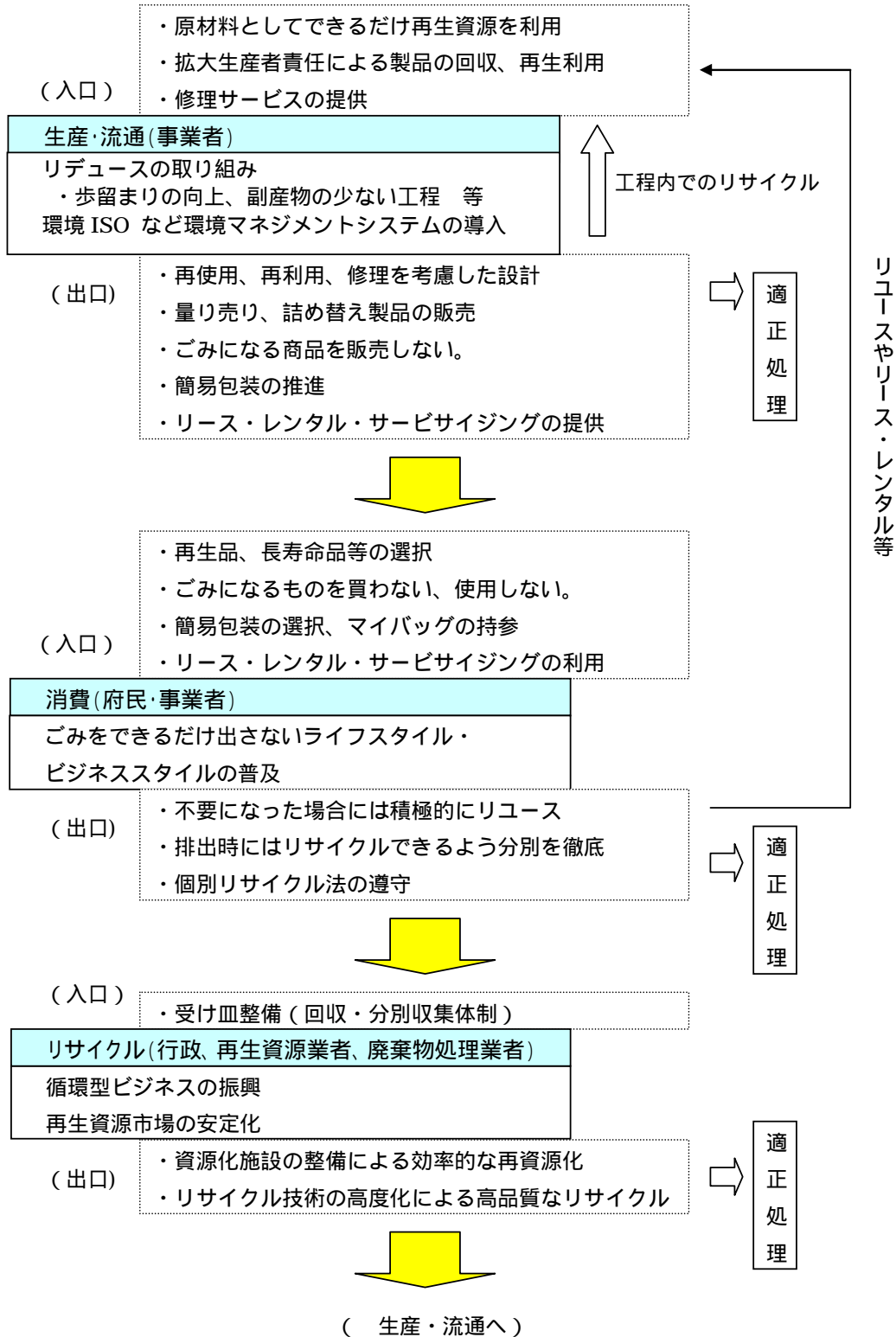
<循環型社会の形成に向けた将来ビジョン>

「環境への負荷が低減された生活様式の定着」、「循環資源を活用した事業活動の定着」、「適正処理の徹底」が進み、「もの」との関わりにおいて、その使用後のことまでも考慮にいたった活動様式が定着しています。

その結果、「生産・流通」、「消費」、「リサイクル」に至る循環資源の流れが有機的に連携し、資源の循環的な利用が自立的に進んでいく社会を目指します。

このため、「生産・流通」、「消費」、「リサイクル」の各段階での循環資源の受け渡しが円滑に行われるよう課題を明確にし、その解決に取り組んでいきます。

< 循環資源の流れの有機的な連携のイメージ >



(2) 廃棄物対策における課題

大量に発生する廃棄物とリサイクルの推進

平成 17 年度に府域から排出された一般廃棄物は 428 万トンで、ここ数年は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しています。国の調査結果（平成 16 年度実績）によると、都道府県別の総排出量で大阪府は東京都に次いで全国 2 番目、一人あたりの排出量は 1,283g/日と最も多くなっています（新潟県、兵庫県の災害分は除く）。

また、リサイクル率は平成 17 年度には 10.1%と年々向上していますが、同じく国の調査結果によると、京都府に次いで全国で 2 番目に低い状況となっています。

平成 17 年度に府域から排出された産業廃棄物は 1,735 万トンで、平成 12 年度の調査結果に比べると 35 万トン減少しています。これは、全国の産業廃棄物排出量（「産業廃棄物排出・処理状況調査 平成 15 年度実績」環境省調べ）と比較すると、単位面積あたりの排出量は全国の約 8.4 倍、単位人口あたりでは全国の約 0.6 倍となっていますが、全国総排出量 4 億 1,200 万トン（都道府県平均約 877 万トン）の約 4.2%を占め依然大量に排出されています。

また、排出された産業廃棄物のうち、建設工事に伴い発生する廃棄物は 28%を占めており、昭和 40 年代以降の高度成長期に急増した建築物が更新時期を迎えることから、今後とも、建設系廃棄物の排出が懸念されます。

こうした廃棄物はリサイクルや脱水・焼却などの中間処理により減量され、最終処分されていますが、埋立地の残容量もひっ迫してきています。近年の循環型社会形成に向けた法制度等の整備により、一般廃棄物、産業廃棄物ともにリサイクルや減量化は進みつつありますが、今後、更なるリサイクル率の向上と排出削減が求められています。

困難な廃棄物処理施設の整備

リサイクルや減量化を進め、廃棄物の最終処分量を削減していくためには、廃棄物の中間処理施設の整備が必要となります。また、廃棄物の適正処理を進めるためには最終処分場の確保も重要な課題です。

こうした施設の設置について、周辺住民の理解を得ることが重要ですが、廃棄物の不法投棄などの不適正処理、廃棄物処理施設設置による環境悪化などに対する不安から廃棄物処理施設に対する不信感が高まっていること、また、人の健康や生態系への影響を回避するために水源や森林地域の保全が求

められていることなど、廃棄物処理施設の設置はますます困難な状況となっています。

有害廃棄物の適正処理

毒性や感染性を有する有害廃棄物については、廃棄物の種類に応じて特別な処理基準が定められており、この基準に基づいた処理が確実に実施されることが必要です。飛散性アスベスト廃棄物については、吹付けアスベスト等が施工された建築物の更新時期を迎えることから、今後の排出量の増加が見込まれます。PCB廃棄物については、大阪市内に整備された高圧機器等の広域処理施設において処理が開始され、低圧機器等PCB汚染物の処理施設の整備等が今後の課題となっています。

悪質化する不適正処理

産業廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理事案は、前計画の期間内に進めた監視指導體制の強化などに伴って減少しています。特に、過去には大規模事案の発生があった野積みについては、近年には大規模事案の新たな発生はみられなくなっています。その一方で、自らの産業廃棄物の保管に偽装した無許可営業や、産業廃棄物の有価物への偽装、不正軽油の密造に伴って生成される硫酸ピッチの放置など、不適正処理の悪質化・巧妙化が進んでおり、これらの悪質・巧妙な事案の未然防止と早期是正が課題となっています。

(3)減量化目標

廃棄物ごとの減量化目標は下表のとおりであり、国の基本方針に基づき、平成 9 年度に対し、平成 22 年度において、最終処分量をおおむね半分に削減するため、目標年度の平成 22 年度における最終処分量を一般廃棄物については 56 万トンに、産業廃棄物については 55 万トンに削減します。

なお、リサイクルや廃棄物の処理等の技術の進歩、府民や事業者の意識の変革などの実態を踏まえ、必要に応じ目標を見直し、最終処分量の更なる削減に努めます。

一般廃棄物

単位：万トン

	平成 17 年度 (実績)	平成 22 年度 (目標)
排出量	428	423
再生利用量	45	88
中間処理による減量	313	279
最終処分量	70	56

産業廃棄物

単位：万トン

	平成 17 年度 (実績)	平成 22 年度 (目標)
排出量	1,735	1,773
再生利用量	538	577
中間処理による減量	1,128	1,141
最終処分量	69	55

(4)重点施策

リサイクル・排出抑制の推進

ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの推進

- ・マイバッグの持参によるレジ袋の削減など簡易包装の推進やリターナブル容器の普及、ごみになりにくい製品の販売など、リサイクルやごみの減量化のためには、ごみを出さないライフスタイルやビジネススタイルを浸透させていく必要があります。
- ・このため、府民・事業者・行政が一体となってリサイクルやごみの減量化の実践活動に取り組むために大阪府リサイクル社会推進会議が策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進し、ごみゼロに向けた府民運動を広げます。

家庭ごみの排出削減の推進

- ・ペットボトルなどの使い捨ての商品の普及や中食の増加などによる容器包装廃棄物の増加に加え、核家族化の進展による家庭ごみ排出原単位の増加など、家庭ごみの排出量は今後増加する要因が考えられます。
- ・このため、家庭から出るプラスチックごみの約 15%を占めるといわれるレジ袋の削減に向けた取組みをはじめ、経済的インセンティブを活用した排出抑制策として市町村による家庭ごみ処理の有料化の導入の促進、また有料化の導入による排出削減の受け皿として資源ごみの分別収集の拡充、さらに府民へのごみの削減に向けた啓発など家庭ごみの削減に向けた取組みを総合的に進めます。

事業者の自主的な取組みの支援

- ・事業者における産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの自主的な取組みを促進するため、多量排出事業者制度の効果的な運用や、実績の公表などの施策を検討し、実施します。特に、発生抑制やリサイクルに関する情報の入手や人材の確保が困難となり易い中小事業者については、情報提供や技術的支援などの施策を検討し、実施します。
- ・また、事業者が環境に配慮した経営に取り組む際の非常に有効な手段の一つである ISO14001 等の「環境マネジメントシステム」は、広い範囲の環境改善活動を対象とすることができ、廃棄物の排出量の削減やリサイクルの推進にも効果があります。しかしながら、環境マネジメントシス

テムの認証取得には様々な負担を伴うことから、特に中小企業ではその導入が困難な場合もあります。

- ・このため、ISO14001に加え、エコアクション2.1などの中小企業向けの環境マネジメントシステムの種類や仕組み、構築の手順、認証取得にあたって必要となる手続き等を分かりやすく情報提供し、府内の中小企業等における環境マネジメントシステムの導入を支援します。

建築物・製品等の長寿命化等の促進

- ・大阪府が所管する土木施設や府営住宅等の施設について、適切な維持管理を行うことにより機能の保持や向上を図り、良質なストックとしての長期的活用に努めます。また、府有建築物の建替え等においては、既存施設の活用を含めた検討を行うことにより、効率的な施設整備を推進します。
- ・製品の長寿命化、修理体制の整備、部品等の再使用などについて生産者や使用者へ働きかけます。

容器包装リサイクルの推進

- ・家庭から出るごみの中の容積比で約5～6割を占めるびんや缶、包装紙などの容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、大阪府分別収集促進計画に基づき、市町村の分別収集が円滑に実施できるよう、府民啓発や市町村への情報提供に努めます。

家電リサイクルの推進

- ・廃家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として家電リサイクル法が施行されましたが、再生資源業者の活用と消費者の負担軽減を図るため、府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」を推進し、消費者や関係者の理解を得るための周知・啓発に努めます。

建設リサイクルの推進

- ・建設廃棄物については、建設汚泥や建設発生木材の有効利用の一層の拡大などが課題となっています。
- ・このため、建設汚泥については、これまでの処理業者を通じた再生利用に加え、適正な管理の下での現場内利用などを促進します。また、建設発

生木材については、建設リサイクル法の対象工事における指導などにより工事業者・発注者の再生利用の取組みを促進するとともに、再生品の需給動向や新たな利用用途の可能性について調査し、今後の再生利用の促進策について検討します。

自動車リサイクルの推進

- ・使用済自動車のリサイクルに関わる関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者）に対して、登録・許可時の審査、立入検査及び電子マニフェスト制度に基づく引取り・引渡し状況の監視を通じて、廃棄物の適正な処理、環境汚染の防止とともに、リサイクルが促進されるよう指導を徹底します。

食品リサイクルの推進

- ・府域における食品関連事業者の食品廃棄物の再生利用等の促進を図るため、法の趣旨、制度の内容等の周知や普及啓発を進めていくとともに、取り組むべき方向の明確化や技術開発の支援等に努めます。

資源循環の推進に向けた基盤整備

分別収集体制の拡充

- ・家庭ごみのリサイクルを進めるためには、その排出段階から処分するものとりサイクルするものをできる限り分別することが重要です。このため、大阪府分別収集促進計画に基づく容器包装の分別に加え、ごみ処理広域化計画で定めた標準分別収集区分に基づく分別収集の拡充を市町村に働きかけます。

資源化施設等の整備促進

- ・市町村等による一般廃棄物の処理施設の整備に際しては、資源化施設やエネルギー回収施設等の循環型社会の形成に資する施設整備を促進するため、技術的援助や交付金の確保に努めます。
- ・「大阪府エコタウンプラン」に位置づけた新技術、新システムを導入したリサイクル施設を核に、再生利用・資源循環の推進に取り組んでいきます。

循環型ビジネスの振興

- ・資源の循環的な利用を進めるためには、循環資源を適正にリユース・リサイクルする循環型ビジネスの役割が重要です。
- ・このため、再生品の需要拡大などを通じて、循環資源の流通や再生利用等に関わる循環型ビジネスの振興に努めます。
- ・また、「大阪府エコタウンプラン」をはじめとして、民間の先進的なりサイクル施設の立地を促進するとともに、インターネットによる情報発信、セミナー、シンポジウム等を通じた事業マッチングによるビジネスチャンスの創出などに努めます。

再生品の利用促進

- ・再生品の利用を促進するために、府が率先して物品購入や公共工事において再生品の利用を進めます。
- ・また、消費者の再生品の品質に対する不安を解消し、その需要拡大を図るため、府内で発生した廃棄物等を利用して府内の事業所で製造されるリサイクル製品のうち、一定の基準を満たすものを府が認定し、その普及に努めます。
- ・再利用できない廃棄物を焼却処分した際に発生する焼却灰を有効利用するため、焼却灰の溶融物の公共工事等での利用促進について検討します。

適正処理の徹底

排出事業者に対する指導の徹底

- ・立入検査等によって排出事業者における処理や委託の適正な実施を指導するほか、業界団体と連携を図り法令等の周知を徹底します。また、電子manifestの普及を図ります。
- ・また、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者が選択することができるよう、法の優良性評価指針を促進し、インターネット等を活用して情報を公開します。

有害廃棄物の適正処理の徹底

- ・排出事業者、処理業者に対して適正処理の徹底を指導します。建築物の更新に伴う排出の増加が見込まれる飛散性アスベスト廃棄物について

は、大気汚染防止法等の関係法令に基づく届出制度等と連携して排出事業者を指導するほか、処理業者についても立入検査等による指導を徹底します。

- ・また、処理基準が新たに定められた非飛散性アスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物）については、排出事業者や処理業者にホームページ等を通じた周知を行うとともに立入検査等による指導を徹底します。

不適正処理の根絶

- ・不適正処理の未然防止と早期発見・是正のため、監視体制の一層の拡充、関係機関との連携強化を図ります。また、悪質な処理業者を排除するため、欠格要件等の審査や処理基準の遵守に関する指導を徹底します。不適正処理を行った排出事業者・処分業者に対しては、厳正に行政処分を行っていきます。

健全な廃棄物処理ビジネスの育成

- ・健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展を促進するため、業界団体による研修制度の支援や、排出抑制や適正処理に秀でた産業廃棄物処理業者の顕彰制度等の創設を検討します。

各主体との連携

府民・事業者・市町村等との連携の強化

- ・循環型社会を形成するためには府民・事業者、行政の果たす役割を明確にし、すべての関係者が連携して取り組むことが必要です。
- ・このため、府民団体や事業者団体、行政で構成する「大阪府リサイクル社会推進会議」を活用し、関係者が相互に連携しながらリサイクルをはじめ、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。
- ・また、行政機関や事業者団体で構成する「大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議」や不法投棄等監視連絡員制度等により、産業廃棄物の不適正処理の未然防止・早期発見を図ります。

環境教育・啓発の推進

- ・府民や事業者が循環型社会の形成についての理解を深め、リサイクルや

廃棄物の減量化などに関する自主的な取り組みができるよう、学校、企業及び生涯学習の場などでの環境教育・啓発を推進します。

- ・また、産業廃棄物処理業の業界団体と協働して「さんぱいフォーラム」を開催するなど、府民・事業者に対する啓発を推進します。

情報公開の推進

- ・減量化目標の達成状況など本計画の進捗状況について、インターネットなどを通じて広く情報公開を行い、効果的な計画の推進を図ります。
- ・また、市町村における一般廃棄物処理事業については、社会経済的に効率的な事業とするため、その事業に係る費用のコスト分析・情報公開の促進に努めます。